

議会改革推進会議

第5回会議 次第

日時：平成30年10月26日

午後1時～

場所：議事堂大会議室

1 開会

2 協議事項

平成30年度議会改革に関する行動計画に基づく取組みについて

- ・議会広報のあり方について
- ・常任委員会のインターネット中継について
- ・災害時における議会・議員の役割等について
- ・議会報告会の試行について

3 その他

4 閉会

＜資料＞

- ・資料1 議会広報のあり方について
参考資料① 県議会の広報媒体と入手可能な情報について
- ・資料2 常任委員会のインターネット中継について
参考資料② 常任委員会のインターネット中継について
参考資料③ 配信システムについて
- ・資料3 災害時における議会・議員の役割等について》
参考資料④ 他県の災害時における議会・議員の役割等について
- ・資料4 議会報告会の試行について

〈〈議会広報のあり方について〉〉

【現 状】

- ホームページ、広報誌「こんにちは富山県議会です」、議会時報、フェイスブック、ツイッターなどの媒体を活用して、議会の仕組みや役割、質疑内容等について情報発信している。

(参考)

- ・ホームページ・・・議会の仕組み、会議録、議決結果、常任委員会県内視察報告 など
- ・広報誌・・・・・・議会の仕組み、議員提案条例制定状況 など
- ・議会時報・・・・・・本会議、予算特別委員会の質問項目、議決結果、常任委員会・特別委員会の概要 など
- ・SNS・・・・・・質問予定者と発言通告、出前講座等の報告 など

【課 題】

- 議会活動の内容を広報することは重要であるが、費用対効果を考慮する必要がある。
 - ・情報発信の方法、編集のし方などを工夫することとし、多額の経費をかける必要はないのではないか。
- 広報する内容や対象、また、こうしたことを踏まえ、どの広報媒体が適当かを十分検討する必要がある。
 - ・ホームページなども紹介して各議員が県政報告も行っている。
 - ・各議員が配布する県政報告紙が届かない地域もある。

(参 考)

- ・本会議、予算特別委員会での質疑概要については、1人あたり2問程度の新聞報道等もある。
- ・政務活動費との関係などを整理する必要がある。

【論点（協議が必要な事項）】

- 1 広報を充実するために活用する広報媒体
 - ・2を踏まえ、どの広報媒体を活用するのが効率的・効果的なのか。
- 2 広報する内容や対象者
 - ・誰をターゲットに広報を充実するのか。
 - ・議会として何を広報するのか。

県議会の広報媒体と入手可能な情報について

参考資料①

区分	ホームページ	広報誌 (こんなにちは富山県議会です)	議会時報 (各定期会ごと)	SNS (フェイスブック、ツイッター)
・議員紹介（選挙区別、会派別等）	議員紹介（選挙区別、会派別）			
・議会基本条例関係	議会基本条例（全文）			・出前講座など取組みの報告
・県議会の仕組み	県議会の仕組み			
・議会の沿革 ・議会の仕事 ・議会の運営 ・委員会の概要 ・議会の傍聴 ・請願と陳情 ・事務局の組織	・議会の仕事（役割） ・議会の運営（しごと、しくみ） ・委員会の概要（しきみ一部） ・議会の傍聴 ・請願と陳情			
・議会日程	議会日程	議会日程	議会日程	・議会の日程（実績） ・質問予定者・発言通告
・議会の日程 ・知事提案理由説明 ・質問予定者・発言通告 ・委員会開催日程	・議会の日程（実績） ・質問予定者・発言通告			
・会議録と議決結果	会議録と議決結果	会議録と議決結果	会議録と議決結果	・質問項目 ・議決結果と各会派等の賛否等
・質問項目 ・議決結果と各会派等の賛否等	・質問項目 ・議決結果と各会派等の賛否等			
・議会中継				
・常任・特別委員会の開催状況	常任・特別委員会の構成（名簿）	常任・特別委員会の概要	常任・特別委員会の概要	・報告事項の項目など ・質疑・応答
・委員名簿 ・開催状況と会議録	・委員会の構成（名簿）			
・常任委員会県内視察報告				
・決算特別委員会審査報告				
・議員提案条例制定状況等	議員提案条例制定状況			・各会派代表者会議等各種会議の概要
・情報公開関係				
・政務活動費 ・議員の資産公開 ・議長交際費の支出実績 ・海外視察報告書等	・政務活動費 ・議員の資産公開 ・議長交際費の支出実績 ・海外視察報告書等			
・ご案内関係	ご案内関係	ご案内関係	ご案内関係	・ご案内関係 ・インターネット中継 ・傍聴の受付等
・議場見学 ・議会図書室	・広報媒体等	・広報媒体等		

入手できる情報の内容

〈常任委員会のインターネット中継について〉

【現 状】

- 富山県議会におけるインターネット中継は、本会議、予算特別委員会、決算特別委員会（総括質疑）でCATV放送が行われる場合に、この映像をインターネットで配信している。

(参考)

- ・常任委員会のインターネット中継は、都道府県では、生中継が10府県、録画中継が11府県で実施されている。

【課 題】

- インターネット中継導入の手法については、費用対効果の検証が必要である。
 - ・5つの委員会があり、既設の大会議室を除くと、新たに4つの委員会室に設備を整備する必要がある。
 - ・審議の内容によっては、著しくアクセスが集中することも考えられる。
 - ・なお、過去5カ年のインターネット生中継へのアクセス平均件数は5,773件、録画中継へのアクセス件数は5,693件

〔内 訳〕

	H25	H26	H27	H28	H29
(本会議)	3,105	4,670	4,135	4,329	3,984
(予 別)	1,227	1,809	1,724	2,020	1,863
(録 画)	4,314	6,104	6,361	5,995	5,695

- 議事堂4階の委員会室には、インターネット中継に必要な設備がないため、技術的な検証が必要である。
- 実施するとした場合には、執行部の対応も含め、質問時間の取り決めなど一定のルールづくりが必要でないか。

【論点（協議が必要な事項）】

- 1 インターネット中継拡大の方針
 - ・インターネット中継を常任委員会に拡大すべきか。
- 2 拡大するとした場合の方法について
 - ・質問時間など、委員会運営のルールをどうすべきか。
 - ・どのような機材を導入すべきか。

参考資料②

平成 30 年 10 月 26 日
議会事務局議事課

常任委員会のインターネット中継について

○ 整備の内容

- ・小委員会の結論を基礎として、大会議室を除く委員会室にそれぞれカメラを 2 台設置し、2 画面の固定画像による録画・インターネット配信を行う。
- ・録画放送時には、付議事項ごとに 2 画面構成に分割編集する。

(小委員会の結論からの変更理由)

- ・小委員会の結論は、事務局職員による画面切替えを前提にしていたが、事務局の現行体制を考慮すると、画面切替操作のための職員配置は困難（書記と傍聴への対応が限界）であるため、2 画面構成での映像配信に変更。

内容（ケース 3 相当）	必要な対応	経費試算額（業者見積） (4 委員会分)
2 画面の固定映像を録画中継 (画面切替→切替なし)	・カメラ 2 台／室の設置 ・サーバ容量の拡充	1 年目 約 600 万円 〔 映像配信サービス 195 万円 初期設定等 69 万円 カメラ設置工事 336 万円 〕 2 年目以降 約 195 万円／年

※ユーチューブを利用した簡易な方法も考えられるが、課題として、映像の編集作業やユーチューブへの映像データのアップロードなど事務局職員の負担が増大すること、また、議会中継にふさわしくないような広告が入ることなどがある。

(参考)

1 小委員会としての結論の内容 (H28. 3. 17 第 7 回検討小委了承、3. 23 議運報告)

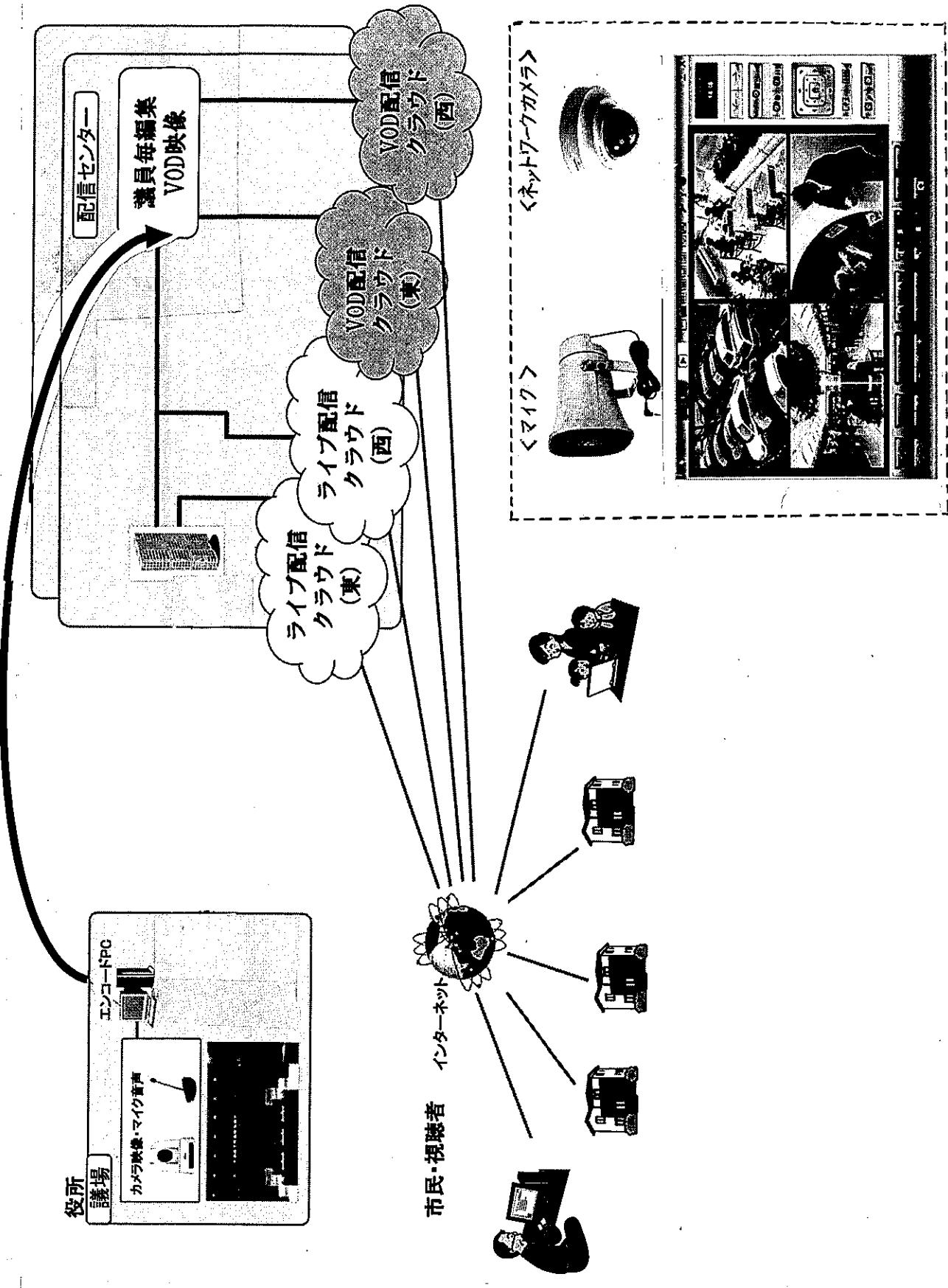
委員会の開会から閉会までの 2 画面の固定画像による録画・インターネット配信について、H29 年 9 月定例会での実施を目途に、必要な機器を検討、事業費を精査し、執行部と調整する。
※成案を得た後、又は課題が生じた段階で、小委員会を開催する。

2 主な意見等

- ・投票行動の決定要因についてのアンケートでは、ネット検索が上位に挙げられている。
いろいろなところで分かりやすくすることが大事（山本）
- ・議会の水準を上げるきっかけになるので、積極的に対応すべき（火爪）
- ・必ずしも実況中継にこだわる必要はない。（山本、井加田、吉田）
- ・質問者と答弁者が映っていればよく、なるべく経費をかけない。（山上、井加田、吉田）
- ・画面の切り替えなしでは、2 時間超の視聴に耐えられない。（奥野）
- ・議論・時間の制約なしでは、視聴に耐えられない。報告事項も制約するという方向にならないか、など課題が多い。（宮本）
- ・質問時間の制約など一定のルールづくりが必要（山上）
- ・録画配信により、委員会の活力ある議論が失われてはならない。（山本）
- ・他の議員の発言時間を制限することにならないよう全体を見て自分の質問時間をコントロールするのがマナー。外からの制限は、議論の府である議会になじまない。（火爪）

配信システムについて

参考資料
③



〈〈災害時における議会・議員の役割等について〉〉

【現 状】

- 災害発生時には、執行部が設置する災害対策本部が対応することとされており、議会・議員の役割についての議論、整理がなされていない。

(参 考)

- ・危機管理に関する部局長会議、危機管理連絡会議には、それぞれ局長、次長が出席している。
- ・災害時対応マニュアル等や業務継続計画を策定し、議会や議員の役割を定めている県もある。

【課 題】

- 災害時であっても議会がもつ機能を維持すると同時に、被災地・被災者を支援するための方策を検討する必要がある。
 - ・議員は、地域の一員として活動するとともに、被災地・被災者を支援するための議会運営にもかかわることとなる。
- 地域に精通する議員の情報収集ルート等を活用すべきだが、災害対策本部の機能を補完する方策を検討する必要がある。
 - ・情報の取扱いに関する範囲を収集、共有にとどまらず、地域住民への発信としている県もある。
 - ・情報等の収集や、執行部等への要望・要請等を一元化している県もある。
- 議会として災害に対応するために整備しておくべき環境を検討する必要がある。

【論点（協議が必要な事項）】

- 1 議会や議員の役割に関する基本的な考え方
 - ・災害発生時に議会や議員に期待されているものは何か。
 - ・執行部が設置する災害対策本部との関係をどのように整理すべきか。
- 2 災害発生時の具体的な対応やその環境整備の方向性
 - ・期待されている役割を果たすために、ルールとして事前に決めておくべきものは何か。
 - ・緊急時の議会運営としてどのような対応が求められるのか。
 - ・他県の例を参考に、まずは、議員の安否確認、情報共有のための電子メールを活用した仕組みを導入するか。

平成 30 年 10 月 26 日
議会事務局議事課

他県の災害時における議会・議員の役割について

他県における規定のし方、その内容の主なものは、次のとおり

1 議会基本条例に規定しているもの

都道府県名	内 容
茨 城	<p>(議会の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害等が発生した場合は、<u>県民及び地域の状況を的確に把握し、知事等に速やかに必要な要請を行うこと。</u> <p>(議員の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における緊急的な調査活動等を行うこと。
山 形	<ul style="list-style-type: none"> ・議会は、災害等の発生に際し、迅速かつ機動的に状況の把握その他の<u>調査活動を行うほか、議会の役割を踏まえた必要な対応に努める</u>ものとする。
徳 島	<ul style="list-style-type: none"> ・議会は、大規模な災害等が発生した際に迅速かつ的確に対応するための体制の充実強化に努めるものとする。
宮 崎	<ul style="list-style-type: none"> ・議会は、大規模災害等の発生に際して迅速かつ機動的に調査活動等を行うための機能の充実強化に努めるものとする。
北海道	<p>(議員の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における緊急的な調査活動等を行うこと。

2 災害時対応マニュアル等に規定しているもの

都道府県名	内 容
佐 賀	<p>(議会・議員の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災状況の確認に加え、各議員が、執行部等による被災者の救助活動が完了した後に、被災地の県民の意見や要望を把握し、執行部に伝える。 ・意見・要望は、<u>議会事務局総務課を連絡窓口</u>とし、情報提供を行う。 ・県民や被災市町の意見、要望を踏まえ、国等に対し政策提案を行う。 <p>(大規模災害発生後の対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>メールを活用した議員の安否確認等</u> ・議会運営の手続き（フロー図あり）、ステージごとの対応内容

都道府県名	内 容
大 分 議員としての迅速かつ適切な行動と被害の最小化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・議員は、地域において率先して被災者の救済や避難所支援などの活動に従事する。 ・災害情報等の収集や執行部に対する<u>要望・要請等は、議会事務局を通じて収集・伝達する。</u> ・発災直後の議会活動は、議長が必要に応じて各会派代表者会を開催し、当面の対応を協議する。 ・<u>安否確認システム（携帯メール）等を活用した議員の安否確認</u> ・議会活動（運営）、議員の行動（行動に関するイメージ図あり）
鹿児島 災害からの早急な復旧・復興対策の推進に資することとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地が選挙区にある地元議員等の申し出等を踏まえ、議長は、被災地での調査のために、地元議員等を被災地に派遣する。（派遣する期間は、災害発生後概ね1週間以内） ・議長は、災害に関する情報を議員に提供する。 ・<u>地元議員は、被災状況及び被災地住民等の要望を把握するよう努める。また、調査により把握したなかで対応を要するものは、被災地の市町村、県の出先機関に伝えるとともに、その内容を議長に報告する。</u>

＜参考＞

○佐賀県議会大規模災害時対応マニュアル（抜粋）

第3章 大規模災害発生後の対応

I 安否確認

(1) 議員の安否確認

②連絡方法

- ・ipadやパソコンを活用し、事務局アドレスに、メールで安否等を連絡する。

なお、震度6弱以上の地震又は大津波警報以上の場合の安否確認については、人事課の「登庁可能者確認システム」を活用する。

○大分県議会災害時行動計画（抜粋）

3 議員の安否確認と情報伝達

(1) 災害対策本部等が設置される災害等が発生した場合、議員は、安否確認システム（携帯メール）等を使い、自身の状況等について事務局に報告するものとする。

(2) 災害情報については、FAX等により事務局から連絡・伝達を行う。

なお、通信手段が途絶している場合は、次の順位で議員が収集する。

①県庁ホームページや公共放送で入手する。

②振興局から入手する。

(3) 災害対応において、議員が知り得た情報の報告や問い合わせ、執行部に対する要望（要請）については、県や市の災害対策本部に直接連絡せず、原則として議会事務局経由で一元化して行う。

ただし、人命救助に関する要請や孤立集落に対する支援要請等緊急を要する場合は、この限りではない。

3 業務継続計画に規定しているもの

都道府県名	内 容
<p>岩 手</p> <p>「県民の意見・意見を把握し、政策の提案・提言等を行なながら、議案を審議し、その施策や事業執行の点検を行う。」</p> <p>「議員は、地域の実情に精通しており、県が保有する災害情報を補完しうる。また、地域の一員でもある。」</p>	<p>(議会の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・執行部が災害対応に専念できるよう、状況に応じた協力・支援を行う。 ・<u>被災状況等議員への情報提供及び議員からの情報を伝達する窓口を一本化</u> ・市町村の被災状況や要望事項等の把握に努め、必要に応じ、県の執行部に対する要望及び国や市町村議会との意見交換を行うなど、市町村を支援 ・国への要望提案活動を積極的に行い、議会としての提言・提案機能を有效地に發揮 <p>(議員の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参考指示に速やかに対応できるよう、連絡体制を常時確保 ・地域の一員として地域での活動に積極的に協力・従事し、地域の被災状況等の情報や住民の意向の収集と把握に努める。 ・被災地の状況や現地の要望などの情報を、必要に応じ、連絡本部を通じて執行部に提供する。また、連絡本部を通じて把握した地域における被災状況や救助・救援等の情報を、様々な方法により、地域住民に提供する。 ・被害を受けた地域の地元選出議員は、被災地の調査等に当たり地域と議会及び連絡本部との調整に努める。 <p>(議会運営)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本会議開催中に災害が発生した場合の議会運営の流れ ・会期や付託議案等の取扱い ・執行部への配慮（出席要求者の範囲、審議日程等）

※ 滋賀県議会は、業務継続計画を策定しているが、全国的には、災害対応マニュアルに相当するものとして整理

平成 30 年 10 月 26 日
議会事務局議事課

議会報告会の試行について（案）

1 趣旨

先般策定した平成 30 年度議会改革に関する行動計画に基づき、11 月定例会において実施を予定している県民各層との意見交換会に先立ち、試行するもの。

2 概要

(1) 日時・場所 11 月定例会一般質問終了後 議事堂内会議室

(2) 参加者

・富山県 P T A 連合会会員 20～30 名程度

(この後の意見交換会の発言者はうち 10 名程度)

・議会改革推進会議委員等 10 名程度

(3) その他 傍聴を許可し、報道機関に公開

3 大まかな流れ

(1) 議長あいさつ・県政報告

(2) 各会派から活動報告（2 分×7 会派=14 分）

この後開催される意見交換会の政策テーマに関する各会派の取組み、活動の状況などを報告、説明

(3) 県 P 連との意見交換会

(4) 副議長（議会改革推進会議委員長）閉会あいさつ

＜参考＞昨年の意見交換会実績

11 月定例会 平成 29 年 12 月 11 日（月：予算特別委員会）210 会議室

J C 富山ブロック協議会会員 8 名、議員 9 名

15:10～16:10 県議会傍聴 17:15～18:00 意見交換

2 月定例会 平成 30 年 3 月 6 日（火：一般質問）

富山県 P T A 連合会会員 24 名、議員 17 名

15:00～16:30 県議会傍聴 16:30～18:00 意見交換